

専門職大学院に関し必要な事項について定める件の一部を改正する告示 新旧対照表

	改正後		改正前
<p>3 第一項の規定にかかわらず、共同教育課程を編成する専攻には、それぞれの専門職大学院に置く当該共同教育課程を編成する専攻を合わせて一の専攻とみなして同項の規定を適用して得られる専任教員の数（次項において「全体専任教員数」とい</p>	<p>（専攻ごとに置くものとする専任教員の数） 第一条 専門職学位課程には、専攻ごとに、平成十一年文部省告示第百七十五号（大学院に専攻ごとに置くものとする教員の数について定める件）の別表第一及び別表第二に定める修士課程を担当する研究指導教員の数の一・五倍の数（小数点以下の端数があるときは、これを切り捨てる。）に、同告示の第二号、別表第一及び別表第二に定める修士課程を担当する研究指導補助教員の数を加えた数（以下この項及び第五項において「最小専門職大学院別専任教員数」という。）又は同告示の別表第三に定める修士課程を担当する研究指導教員一人当たりの学生の収容定員に四分の三を乗じて算出される収容定員の数（小数点以下の端数があるときは、これを切り捨てる。）につき一人の専任教員を置いて算出される数のうちいずれか大きい方の数の専任教員を置くものとする。ただし、法科大学院を置く大学が、一の研究科に当該法科大学院以外の法学を履修する専門職学位課程を置く場合には、当該法科大学院以外の法学を履修する専門職学位課程の最小専門職大学院別専任教員数を七とする。</p> <p>2 専門職大学院設置基準第五条第三項に規定する博士課程を担当する教員以外の専任教員を兼ねることのできる者の数については、大学院設置基準（昭和四十九年文部省令第二十八号）第九条第一項の規定により修士課程に置くものとする専任教員の数までとする。</p>	<p>2 前項の規定にかかわらず、共同教育課程を編成する専攻には、それぞれの専門職大学院に置く当該共同教育課程を編成する専攻を合わせて一の専攻とみなして同項の規定を適用して得られる専任教員の数（次項において「全体専任教員数」とい</p>	<p>（専攻ごとに置くものとする専任教員の数） 第一条 専門職学位課程には、専攻ごとに、平成十一年文部省告示第百七十五号（大学院に専攻ごとに置くものとする教員の数について定める件）の別表第一及び別表第二に定める修士課程を担当する研究指導教員の数の一・五倍の数（小数点以下の端数があるときは、これを切り捨てる。）に、同告示の第二号、別表第一及び別表第二に定める修士課程を担当する研究指導補助教員の数を加えた数（第四項において「最小専門職大学院別専任教員数」という。）の専任教員を置くとともに、同告示の別表第三に定める修士課程を担当する研究指導教員一人当たりの学生の収容定員に四分の三を乗じて算出される収容定員の数（小数点以下の端数があるときは、これを切り捨てる。）につき一人の専任教員を置くものとする。</p> <p>「項を加える。」</p>

う。)をこれらの専攻に係る収容定員の割合に応じてそれぞれ按分した数(その数に満たない端数があるときはこれを切り捨てる。ただし、その数が一に満たないときは一とする。以下この条において「専門職大学院別専任教員数」という。)の専任教員を置くものとする。

4 〔略〕

5 第三項の規定による当該共同教育課程を編成する専攻に係る専門職大学院別専任教員数が、当該専攻の専門分野の別に応じ、最小専門職大学院別専任教員数に満たないときは、前二項の規定にかかわらず、当該専攻に係る専任教員の数は、最小専門職大学院別専任教員数以上とする。この場合において、当該最小専門職大学院別専任教員数から前二項の規定を適用するとしたならば当該専攻に置くものとされる専任教員の数を減じた数の専任教員については、他の専門職大学院に置く当該共同教育課程を編成する専攻の専任教員がこれを兼ねることができる。〔項を削る。〕

6 〔略〕

7 第一項の規定により専攻ごとに置くものとされる専任教員の数、第三項及び第四項若しくは第五項の規定によりそれぞれの専門職大学院に置く当該共同教育課程を編成する専攻に置くものとされる専任教員の数又は前項の規定による国際連携専攻に係る専任教員の数を合計した数の半数以上は、原則として教授でなければならない。

う。)をこれらの専攻に係る収容定員の割合に応じてそれぞれ按分した数(その数に満たない端数があるときはこれを切り捨てる。ただし、その数が一に満たないときは一とする。以下この条において「専門職大学院別専任教員数」という。)の専任教員を置くものとする。

3 〔略〕

4 第二項の規定による当該共同教育課程を編成する専攻に係る専門職大学院別専任教員数が、当該専攻の専門分野の別に応じ、最小専門職大学院別専任教員数に満たないときは、前二項の規定にかかわらず、当該専攻に係る専任教員の数は、最小専門職大学院別専任教員数以上とする。この場合において、当該最小専門職大学院別専任教員数から前二項の規定を適用するとしたならば当該専攻に置くものとされる専任教員の数を減じた数の専任教員については、他の専門職大学院に置く当該共同教育課程を編成する専攻の専任教員がこれを兼ねることができる。

5 第一項の規定により専攻ごとに置くものとされる専任教員又は第二項及び第三項若しくは前項の規定によりそれぞれの専門職大学院に置く当該共同教育課程を編成する専攻に置くものとされる専任教員は、専門職学位課程について一専攻に限り専任教員として取り扱うものとする。ただし、同項後段に規定する場合は、この限りでない。

6 〔略〕

7 第一項の規定により専攻ごとに置くものとされる専任教員の数、第二項及び第三項若しくは第四項の規定によりそれぞれの専門職大学院に置く当該共同教育課程を編成する専攻に置くものとされる専任教員の数又は前項の規定による国際連携専攻に係る専任教員の数を合計した数の半数以上は、原則として教授でなければならない。

<p>(専攻分野における実務の経験及び高度の実務の能力を有する教員)</p> <p>第二条 前条第一項の規定により専攻ごとに置くものとされる専任教員の数又は同条第三項及び第四項若しくは同条第五項の規定によりそれぞれの専門職大学院に置く当該共同教育課程を編成する専攻に置くものとされる専任教員の数を合計した数のおおむね三割以上は、専攻分野におけるおおむね五年以上の実務の経験を有し、かつ、高度の実務の能力を有する者とする。</p> <p>2 前項に規定するおおむね三割の専任教員の数に三分の二を乗じて算出される数(小数点以下の端数があるときは、これを四捨五入する。)の範囲内については、専任教員以外の者であっても、一年につき四単位以上の授業科目を担当し、かつ、教育課程の編成その他の専門職学位課程を置く組織の運営について責任を担う者で足りるものとする。</p> <p>3 6 [略]</p> <p>「条を削る。」</p> <p>第三条～第七条 [略]</p>	<p>(専攻分野における実務の経験及び高度の実務の能力を有する教員)</p> <p>第二条 前条第一項の規定により専攻ごとに置くものとされる専任教員の数又は同条第二項及び第三項若しくは同条第四項の規定によりそれぞれの専門職大学院に置く当該共同教育課程を編成する専攻に置くものとされる専任教員の数を合計した数のおおむね三割以上は、専攻分野におけるおおむね五年以上の実務の経験を有し、かつ、高度の実務の能力を有する者とする。</p> <p>2 前項に規定するおおむね三割の専任教員の数に三分の二を乗じて算出される数(小数点以下の端数があるときは、これを四捨五入する。)の範囲内については、専任教員以外の者であっても、一年につき六単位以上の授業科目を担当し、かつ、教育課程の編成その他の専門職学位課程を置く組織の運営について責任を担う者で足りるものとする。</p> <p>3 6 [略]</p> <p>(法科大学院の入学者選抜)</p> <p>第三条 法科大学院は、入学者のうちに法学を履修する課程以外の課程を履修した者又は実務等の経験を有する者の占める割合が三割以上となるよう努めるものとする。</p> <p>2 法科大学院は、前項の割合が二割に満たない場合は、当該法科大学院における入学者の選抜の実施状況を公表するものとする。</p> <p>第四条～第八条 [略]</p>
<p>備考 表中の「」の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。</p>	

附 則

この告示は、平成三十年四月一日から施行する。